

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和6年2月27日（火）9：00～9：35

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（TV 会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、菅生管理官補佐、

島田総括係長、有吉総括係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他2名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長

原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 MG 他5名

5. 要 旨

（1）組織改正に係る保安規定対応について

①原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を伝えた。

・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の来年度の組織改正に伴って、原子力事業者としての安全性が担保される観点から、以下の論点等があると考えている。

1. 組織改正が機構の安全・セキュリティの維持・強化に資するものか不明。
2. 組織改正が、原子力規制委員会の外部技術支援機関（TSO）としての役割の維持・強化に資するものか不明。

・保安規定の変更認可申請の時期は、いつでも構わないが、上記論点やその他確認事項に応じ、補正があり得ることを認識しておくこと。

②機構から、承知した旨の回答があった。

（2）STACYの後段規制対応について

①規制庁から、以下の点を伝えた。

・基本炉心の変更に係る設計及び工事計画の認可の審査において、臨界管理（炉心の水位管理）の方法については、機構がデブリ模擬炉心と同様に保安規定に定めると約束したと考えていたが、現行の保安規定に必要事項が既に規定されていることが確認できたため、改めて保安規定の変

更認可申請は必要ない。ただし、保安規定の下部規程においてはきちんと定めておくこと。

②機構から、既に下部規程も定めてある旨の回答があった。

(3) もんじゅのナトリウム搬出について

①規制庁から、もんじゅの廃止措置に伴うナトリウム搬出に関して、1次冷却系のナトリウムは僅かながらではあるものの放射化汚染しており、サイト外に搬出した時点で放射性廃棄物の扱いになると考えている。ナトリウムを英国に輸出するに当たっては、外為法や輸出貿易管理令をよく確認し、経済産業省と調整しておく必要がある旨を伝えた。

②機構から、1次冷却系のナトリウムを英国に搬出するに当たっての法令上の扱いに関して確認を進めているところであり、経済産業省との調整も今後並行して進めていく旨の回答があった。

6. 参考資料

・ 令和6年2月22日 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の組織改正に係る保安規定変更認可申請に関する行政相談(6)

(資料1) <https://www2.nra.go.jp/data/000470805.pdf>

(資料2) <https://www2.nra.go.jp/data/000470806.pdf>